公　　示

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止の繰り下げについて　・・・　2

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（福祉輸送サービス）変更認可申請事案　・・・　3

指定自動車整備事業者に対する聴聞の実施について　・・・　4

公　　示

２６Ｃ０６号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線廃止の繰り下げに関して、下記のとおり届出があったので公示する。

令和８年１０月２９日

関東運輸局長　　澤井　俊

記

１．事案の件名及び事案番号
　事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
　事案番号：２６Ｃ０６

２．届出を行った一般乗合旅客自動車運送事業者名
　京浜急行バス　株式会社

３．当初届け出ていた廃止の日
　令和８年１２月１日

４．繰り下げ後の廃止の日
　令和９年３月６日

５．廃止日を繰り下げる路線
　神奈川県鎌倉市鎌倉山三丁目１６番２２号先（鎌倉山交差点）
　神奈川県鎌倉市御成町四丁目１３番先（下馬交差点）
　５．４０キロ

公　　示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

1　申請者の氏名又は名称及び住所

2　事案の件名及びその番号

3　意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

4　意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和8年10月29日　　関東運輸局長　澤井　俊

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（福祉輸送サービス）変更認可申請事案

番号　申請者　事案の概要（1．申請年月日　2．運賃適用地域名　3．申請概要）

26B53号　株式会社　ユーニック

1．令和8年9月15日

2．特別区・武三地区

3．運賃及び料金（福祉輸送サービス）変更認可申請の概要

下記の距離制運賃について、初乗距離を2kmに換算する。

（ア）特定大型車　　下限運賃

公　　示

道路運送車両法第１０３条及び行政手続法第１３条の規定に基づき、下記により聴聞を実施する。

記

１．件　　名

道路運送車両法第９３条及び第９４条の８第１項の規定による処分について

２．事業者の氏名又は名称及び住所

両毛丸善株式会社
代表取締役　河内　覚
栃木県足利市問屋町１５３５番地１２

３．事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

両毛丸善株式会社　太田西部給油所
群馬県太田市下田島町３１２番地
認証番号　第７－３６９５号
指定番号　関東指第７－９９７号

４．期　　日

令和８年１０月３０日（金）１４時００分

５．場　　所

関東運輸局　自動車技術安全部基準緩和等ヒアリングルーム
神奈川県横浜市中区北仲通５丁目５７番地
横浜第２合同庁舎１８階

６．理　　由

道路運送車両法第９１条第１項、第９１条第３項、第９１条の３、第９４条の５第１項及び第９４条の６第１項の規定違反

令和８年１０月１６日

関東運輸局長
澤井　俊